

大和市告示第49号

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する  
要綱

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱（平成21年大和市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大和保健福祉事務所長」を「厚木保健福祉事務所大和センター所長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、この要綱の施行日以後に厚木保健福祉事務所大和センターに届け出て本市で開業している治療院の指定について適用し、施行日前に大和保健福祉事務所長に届け出て本市で開業している治療院の指定については、なお従前の例による。